



出雲市・平田市・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町

合併だより Vol.2

出雲地区合併協議会



平成17年3月22日、 新「出雲市」の誕生へ!!

4月16日(金)に開催した第2回協議会から、具体的な合併協定項目の協議が始まりました。

4月に開催した2回の協議会では、合併の基本となる合併協定項目の取扱いが決定され、2市4町が新設(対等)合併することにより、平成17年3月22日(火)に新しい「出雲市」が誕生することになりました。

古くから歴史・文化を共有してきた2市4町は、未来に向けて1つのまちとして更なる発展を続けるよう、今後も精力的に合併協議を進め、新しいまちの将来像を描いていきます。

CONTENTS(目次)

第2回・3回合併協議会を開催	
新設(対等)合併による新「出雲市」が誕生します	2
新市の事務所の位置が決定	2
議会議員の定数及び任期の取扱いを提案	3
その他の決定(議案)事項	4
小委員会委員名簿	5
合併協定項目と協議状況	6
事務局からのお知らせ	6

発行 / 出雲地区合併協議会 編集 / 出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目 番地12 出雲交流会館内 電話: 0853-23-1008 FAX 0853-23-1036
URL: <http://www.izumo-gappei.jp> E-mail: info@izumo-gappei.jp

第2回・第3回合併協議会を開催

平成16年4月16日(金)に第2回協議会、4月28日(水)に第3回協議会を開催しました。(場所は、いずれも出雲交流会館) 会議では、2市5町合併協議会で確認した内容を引き継ぐ合併協定項目の調整方針や、再協議することとなった調整方針を決定していくとともに、第4回協議会以降で決定するための協議事項を提案しました。



**新設(対等)合併による
新「出雲市」が誕生します。**

合併の日は、平成17年3月22日(火)

なぜ「3月22日」に合併?

合併の日を決定するにあたっては、住民生活への影響や各種事務の執行等にできる限り支障の少ない期日を選定すること、また、公的行事や合併時の事務処理等も考慮する必要があります。

特に、住民サービスに関連する事務(戸籍・住民基本台帳・税務など)が、ほとんど電算処理されていることから、これらの電算システムの切り替え作業の期間を考慮する必要があります。2市4町では、合併のために新たな電算システムを構築するため、この切り替え作業に3日程度の休日が必要であり、3連休明けの日を合併の日とすることが望ましく、平成17年2月と3月の3連休明けの日を検討しました。

その結果、2月は所得税の確定申告等が始まり、事務に混乱が生じる恐れがあること、合併準備期間をより多く取る必要があることから、平成17年3月22日(火)を合併の日として決定しました。

新市の事務所の位置が決定

現有庁舎を有効活用し、現出雲市役所(出雲市今市町109番地1)を本庁、それ以外の庁舎は支所とします。



議会議員の定数及び 任期の取扱いを提案

今後、総務・企画小委員会で審議し、案を作成してまいります。

現在、2市4町の議会議員の総数は106人ですが、新市の人口規模(平成12年国勢調査人口)では、地方自治法の規定により、議員定数は34人以内となります。ただし、合併特例法により、合併後2年を超えない範囲で現在の議員全員(106人)が、そのまま新市の議員となることのできる特例(在任特例)と、合併後最初の選挙(設置選挙)から4年間、法定定数の上限(34人)の2倍を超えない範囲(68人以内)で議員定数を増やすことのできる特例(定数特例)があります。また、旧市町単位で選挙区を設けることもできる特例措置もあります。今後は、特例措置の取り扱いと議員定数について審議が行われます。

2市4町の現在の議員数(合計106人)

【出雲市】28人【平田市】20人【佐田町】14人【多伎町】12人【湖陵町】14人【大社町】18人

議員定数の取扱いの選択肢

合併特例法上の
特例を使わない

定数・・・34人以内
選挙の期日・・・合併後50日以内
任期・・・設置選挙の日から4年間

合併特例法上の
特例を使わずに、
旧市町単位に
選挙区を設ける

定数・・・34人以内(各選挙区ごとの定数は、人口比例による)
選挙区・・・6選挙区(旧市町単位)
選挙の期日・・・合併後50日以内
任期・・・設置選挙の日から4年間



設置選挙に限り、各選挙区ごとの定数は、人口に比例せずに定めることができます。

定数特例を使う

定数・・・68人以内(設置選挙に限る。2回目の選挙からは34人以内。)
選挙の期日・・・合併後50日以内
任期・・・設置選挙の日から4年間

定数特例を使い、
旧市町単位に
選挙区を設ける

定数・・・68人以内(設置選挙に限る。2回目の選挙からは34人以内。各選挙区ごとの定数は、人口比例による)
選挙区・・・6選挙区(旧市町単位)
選挙の期日・・・合併後50日以内
任期・・・設置選挙の日から4年間
設置選挙に限り、各選挙区ごとの定数は、人口に比例せずに定めることができます。

在任特例を使う

定数・・・106人(特例期間終了後は34人)
選挙の期日・・・選挙なし
任期・・・合併後2年を超えない期間

総務・企画小委員会での検討結果

平成16年4月19日(月)に第2回小委員会を開催し、次のとおり確認しました。

* 2市5町合併協議の時点からの大きな財政状況の変化、住民意見を反映させる地域自治組織の設置などの観点から、在任特例は検討から除外し、法定定数34人を基本に、5月末を目標に検討していく。

その他の決定(議案)事項

第2回協議会での決定(議案)事項

2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐこととなった事項は、次のとおりです。



決定内容については、ホームページに掲載しておりますので、こちらをご参照いただくか、事務局または各市町合併担当課までお尋ねください。

慣行の取扱い

条例、規則等の取扱い

公共的団体等の取扱い

使用料、手数料等の取扱い

補助金、交付金等の取扱い

電算システムの取扱い

各種事務事業の取扱い

各種事務事業(総合計画関係)の取扱い

各種事務事業(広報広聴関係)の取扱い

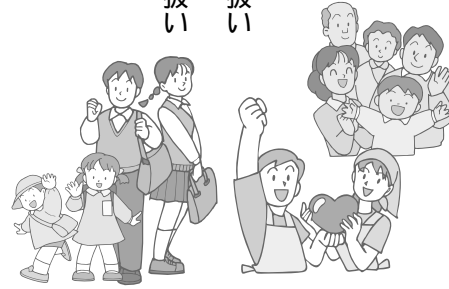
各種事務事業(交通政策関係)の取扱い

各種事務事業(国内・国際交流関係)の取扱い

各種事務事業(男女共同参画関係)の取扱い

各種事務事業(情報公開関係)の取扱い

各種事務事業(儀式・表彰関係)の取扱い



各種事務事業(金融機関等の指定)の取扱い

各種事務事業(障害者福祉関係)の取扱い

各種事務事業(高齢者福祉関係)の取扱い

各種事務事業(児童福祉関係)の取扱い

各種事務事業(その他福祉関係)の取扱い

各種事務事業(人権・同和関係)の取扱い

各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱い

各種事務事業(学校教育関係)の取扱い

各種事務事業(建設関係)の取扱い

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱い

各種事務事業(都市計画関係)の取扱い

各種事務事業(防災関係)の取扱い

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱い



第3回協議会での

決定(議案)事項

2市5町合併協議会の調整方針を

再協議して決定した事項です。

特別職の身分の取扱い

(総務・企画小委員会付託案件)

市長、助役、収入役及び教育長や市議会議員等の任期、報酬等について決定しました。

このうち、農業委員会委員の新市発足

時の報酬は、2市5町合併協議会では「斐川町の額」と決まっていますが、今回「出雲市の額」とすることで決定しました。

これ以外の項目については、2市5町合併協議会の調整方針を引き継ぐ内容で決定しました。



各種事務事業(建築・景観関係)の取扱い

(産業・建設小委員会付託案件)

特定行政庁の設置、景観条例、築地松保全事業の取扱いについて決定しました。

このうち景観条例については、出雲

市まちづくり景観条例及び大社町まちづくり景観条例を踏まえ、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、出雲らしい景観保全に向けた新市景観条例を制定することとなりました。

これ以外の項目については、2市5町合併協議会の調整方針を引き継ぐ内容で決定しました。



表紙の写真



小委員会委員名簿

		総務 企画 小委員会	福祉 教育 小委員会	産業 建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田昌弘	寺田昌弘	三上辰男
	学識委員	西田郁郎	増原久子	福田康伴
平田市	議会委員	常松吉幸	日野恵行	日野恵行
	学識委員	原田溝造	熊谷美和子	飯塚俊之
佐田町	議会委員	山本京太郎	山本京太郎	深井徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂和利
	学識委員	石飛 正	石飛エミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂和夫	今岡純子	三原伸治
大社町	議会委員	古福康雅	古福康雅	佐貫吉孝
	学識委員	岩石秀一	木村横江	室家隆一
共通委員		江田小鷹	萬代宣雄	三好清文
		今岡仁左恵		

委員長 副委員長

合併協定項目と協議状況（平成 16年 4月現在）

協定項目					協定項目				
協定項目	協議区分	提案	決定	備考	協定項目	協議区分	提案	決定	備考
1 合併の方式	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		24 (6) 行政改革大綱	再協議			
2 合併の期日	再協議	第 2 回	第 3 回		(7) 情報公開	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
3 新市の名称	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(8) 儀式・表彰	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
4 新市の事務所の位置	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(9) 地域コミュニティ・行政連絡員	再協議			
5 町、字の区域及び名称の取扱い	再協議				(10) 金融機関等の指定	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
6 慣行の取扱い	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(11) 窓口業務	再協議			
7 財産及び債務の取扱い	再協議	第 3 回		継続協議	(12) 保健事業	再協議			
8 条例、規則等の取扱い	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(13) 病院、診療所	再協議			
9 議会議員の定数及び任期の取扱い	再協議	第 2 回		総務・企画小委員会付託	(14) 障害者福祉	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	再協議	第 2 回		産業・建設小委員会付託	(15) 高齢者福祉	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
11 一般職の職員の身分の取扱い	再協議				(16) 児童福祉	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
12 特別職の身分の取扱い	再協議	第 2 回	第 3 回		(17) その他福祉	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
13 組織及び機構の取扱い	再協議				(18) 保育	再協議			
14 一部事務組合等の取扱い	再協議				(19) 環境	再協議			
15 公共的団体等の取扱い	再協議	第 2 回	第 2 回		(20) 人権同和	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
16 消防、救急の取扱い	再協議				(21) 農林（その 1）	再協議	第 3 回		産業・建設小委員会付託
17 地域審議会の設置に関すること	再協議				(22) 水産	再協議			
18 地方税の取扱い	再協議				(23) 観光商工	再協議			
19 使用料、手数料等の取扱い	再協議	第 2 回	第 2 回		(24) 生涯学習	再協議			
20 補助金、交付金等の取扱い	再協議	第 2 回	第 2 回		(25) 文化・スポーツ	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
21 国民健康保険事業の取扱い	再協議				(26) 学校教育	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
22 介護保険事業の取扱い	再協議				(27) 建設	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
23 電算システムの取扱い	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(28) 公営住宅	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
24 各種事務事業の取扱い	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(29) 上下水道	再協議			
(1) 総合計画	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(30) 都市計画	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
(2) 広報広聴	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(31) 建築・景観	再協議	第 2 回	第 3 回	
(3) 交通政策	再協議	第 2 回	第 2 回		(32) 防災関係	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
(4) 国内・国際交流	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		(33) 新エネルギー・省エネルギー	引継ぎ	第 2 回	第 2 回	
(5) 男女共同参画	引継ぎ	第 2 回	第 2 回		25 新市建設計画（出雲の國つくり大綱）	再協議	第 3 回		継続協議

引継ぎ 2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの

再協議 国の制度改正等の状況変化や枠組みの変更に伴い、調整方針を再協議するもの

協議会事務局からのお知らせ

合併協議会では、住民の皆様から「合併に関する意見」「新市まちづくりに関する意見」などについて、ご意見を募集しています。

また、お寄せいただいたご意見につきましては、合併に関する各種調整において、十分に反映させていきたいと思っております。メール、郵便、FAXなどでご意見をお寄せください。



今後の協議会・小委員会開催予定

協議会

第 5 回協議会 平成 16年 5月 27日(木) | 9: 00~ 12: 00

第 6 回協議会 平成 16年 6月 10日(木) | 15: 30~ 18: 30

第 7 回協議会 平成 16年 6月 23日(金) | 14: 00~ 17: 00

小委員会

平成 16年 5月 31日(月) 10: 00~ 12: 00 産業・建設小委員会

13: 00~ 15: 00 福祉・教育小委員会

15: 00~ 17: 00 総務・企画小委員会

場所はいつでも 出雲市今市町北本町 出雲交流会館

上記日程は変更となることがあります。事前に事務局までご確認ください。

合併協議会は傍聴できます

合併協議会・小委員会は原則的に公開しており、傍聴ができます。詳しくは事務局(電話 0 8 5 3 - 2 3 - 1 0 0 8)までお尋ねください。